

大口町町営住宅建替事業等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅環境の整備及び居住水準の向上と併せて土地の高度利用を図るため町が行う大口町町営住宅建替事業等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建替事業等 公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第2条第15号の公営住宅建替事業又は町が行う任意建替事業若しくは法第44条第3項の公営住宅用途廃止をいう。
- (2) 建替等対象住宅 建替事業等の対象となる町営住宅をいう。
- (3) 対象者 町長が建替事業等の通知を発した日における建替等対象住宅の入居者で、当該建替等対象住宅の明け渡しをする者をいう。
- (4) 建替住宅 建替事業等の施行により、新たに建設又は改善された町営住宅をいう。
- (5) 一般住宅 町営住宅以外の住宅をいう。
- (6) 仮移転 対象者が、建替等対象住宅を明け渡し、建替住宅の設置の日の前日までの間、他の町営住宅又は一般住宅に移転することをいう。
- (7) 仮住居 仮移転先として賃貸する一般住宅(他の事業主体の公営住宅を除く。)をいう。

(移転又は仮移転のための住宅の確保及び斡旋ならびに説明会の開催)

第3条 町長は、建替事業等の円滑な遂行のために必要と認めるときは、建替等対象住宅及び他の町営住宅における入居者の募集を適当な範囲において停止し、移転又は仮移転のための住宅の確保に努めるものとする。

2 町長は、対象者の移転又は仮移転について、理解と協力を得るため説明会を開催し、住宅移転希望調書（様式第1）を提出させ、必要に応じて他の町営住宅へ

の入居を斡旋するものとする。

(関係機関への通知)

第4条 町長は、建替事業等を円滑に推進するため、次に掲げる場合は、その旨を関係機関へ通知するものとする。

- (1) 対象者が仮移転する住宅又は移転する建替住宅、他の町営住宅若しくは一般住宅の名称及び住宅番号が決定したとき。
- (2) 対象者が建替住宅へ移転し、又は他の町営住宅若しくは一般住宅に移転又は仮移転したことにより、家賃の減額を受けることになったとき。
- (3) 建替住宅が設置され、仮移転先を確保する必要がなくなったとき。
- (4) 建替住宅が設置され、仮移転をしている者に係る家賃の減額が終了したとき、又は引き続き居住する場合で家賃の減額を受けることになったとき。
- (5) その他町長が必要と認めるとき。

(移転又は仮移転の手続き)

第5条 対象者は、移転又は仮移転をする日までに、住宅移転承諾書(様式第2)を町長に提出するものとする。

- 2 対象者が移転により他の町営住宅に入居する場合における入退去の手続きは、この要綱に定める場合を除くほか、大口町営住宅条例(平成9年大口町条例第29号)に定める入退去手続に準ずるものとする。

(明け渡しに係る住宅の処分)

第6条 町長は、建替等対象住宅のうち対象者の明け渡し等により取り壊し可能となった住宅については、そのつど、行政財産の用途の変更及び廃止の措置をとり、取り壊しを行うなどして、環境保持に努めるものとする。

(建替住宅及び他の町営住宅への入居の手続き)

第7条 町長は、対象者が建替住宅への入居を希望したときは、当該建替住宅の設置の日の3月前までに、また、他の町営住宅への入居を希望したときは、当該町営住宅の移転指定日の1月前までに申込者全員の住宅の名称及び住宅番号を決定し、建替住宅等入居決定通知書(様式第3)により対象者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた対象者は、直ちに建替住宅等入居申込書(様式第4)を町長に提出するものとする。

(移転料及び協力金)

第8条 町長は、対象者が建替等対象住宅を移転又は仮移転したときは、予算の範囲内において、移転料又は協力金を支払うものとする。

(移転料及び協力金の額)

第9条 対象者が建替等対象住宅を移転又は仮移転したときに支払う移転料及び協力金の額は、次の表の定めるところにより1回に限り支払うものとする。

| 移 転 先 | 移 転 料 (円) | 協 力 金 (円) |
|-------|-----------|-----------|
| 町 内 | 130,000 | 100,000 |
| 町 外 | 180,000 | 300,000 |

(移転料及び協力金の支払い手続)

第10条 対象者は、移転又は仮移転を完了したときは、建替事業等移転料・協力金請求書(様式第5)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、移転の完了を確認した後速やかに前条に規定する移転料及び協力金を支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要であると認めたときは、住宅移転承諾書又は建替住宅等入居申込書を受理した後移転の完了前に、移転料の前払いをすることができる。

4 前項の規定により、移転料の前払いを受けようとする者は、建替事業等移転料前払い請求書(様式第6)を町長に提出しなければならない。

5 第3項の規定により、移転料の前払いを受けた者が、住宅移転承諾書又は建替住宅等入居申込書に記載された移転する日までに移転を完了しないときは、町長に前払いを受けた移転料を返還しなければならない。

(仮住居借上げ費補償金)

第11条 町長は、当該建替等対象住宅の対象者が仮住居を借上げたときは、その費用の一部を仮住居借上げ費補償金として支払うものとする。

2 仮住居借上げ費補償金の月額、仮住居借上げ後の家賃の額から仮住居借上げ

前の家賃の額を差し引いた額とし、4万5000円を限度とする。

- 3 仮住居借上げ費補償金の交付期間は、次条により承認された日の翌日、又は仮住居へ入居した日のどちらか遅い日から建替住宅の設置の日までの期間（その期間が5年間を超える場合においては、5年間）とする。
- 4 前項の交付期間が2年度以上にわたるときは、年度ごとに次条の承認を受けなければならない。

（仮住居借上げ費補償対象住宅承認手続）

第12条 対象者は、当該仮住居借上げに係る契約を締結したときは、仮住居借上げ費補償対象住宅承認（変更）申請書（様式第7）に、当該借上げに係る契約書の写しを添付（前条第4項の規定に係る承認申請の場合は除く。）の上、町長に提出しなければならない。

- 2 仮住居又は家賃額に変更が生じた場合は、前項の規定を準用する。
- 3 町長は、前2項の規定により仮住居借上げ費補償対象住宅承認（変更）申請書を受理したときは、その内容を審査の上、仮住居借上げ費補償対象住宅承認（変更）通知書（様式第8）により対象者に対し、通知するものとする。
- 4 対象者は、仮住居を退去するときは仮住居を変更する場合を除き、仮住居退去届（様式第9）を町長に届けなければならない。

（仮住居借上げ費補償金の支払い手続）

第13条 仮住居を借上げた対象者が、仮住居借上げ費補償金の支払いを受けようとするときは、2月毎に、仮住居借上げ費補償金請求書（様式第10）に家賃の納付済み証又は家賃の納付が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求を受けたときは、速やかに仮住居借上げ費補償金を支払うものとする。

（移転又は仮移転した者に対する修繕義務の一部免除）

第14条 町長は、対象者が建替等対象住宅を明け渡したときは、当該建替等対象住宅に係る退去時における入居者の修繕義務を免除する。ただし、防犯上等において必要と認められるときは、当該入居者に対して、大口町町営住宅条例施行規

則（平成10年大口町規則第3号）に定める入居者の修繕義務の範囲内において、必要な措置を命ずることができる。

（仮移転した者からの敷金差額の徴収）

第15条 他の町営住宅に仮移転した者が、仮移転者でなくなった場合において、当該他の町営住宅の敷金の額が、その者が明け渡した建替等対象住宅の敷金の額を超えるときは、町長が別に定める時期までに、敷金の差額を納付しなければならない。

（仮移転した者に対する家賃の減額）

第16条 町長は、他の町営住宅に仮移転した対象者に対しては、愛知県営住宅管理規則（昭和50年愛知県規則第38号）第13条第3項の規定を準用し、家賃の減額を行う。

（建替住宅及び他の町営住宅に入居した者に対する家賃の減額）

第17条 町長は、建替住宅及び他の町営住宅に入居した対象者に対して、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第11条に定めるところにより、家賃の減額を行う。

2 仮移転先に引き続き居住する者に対しては、公営住宅法施行令第11条に規定するところにより、家賃の減額を行う。

（家賃の減額の手続き）

第18条 対象者は、前2条の規定により家賃の減額をうけようとするときは、家賃減額申請書（様式第11）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前2条の規定により家賃の減額を決定したときは、家賃減額通知書（様式第12）により、対象者に通知するものとする。

3 町長は、家賃の減額期間が終了したときは、家賃減額終了通知書（様式第13）により対象者に通知するものとする。

（世帯分離）

第19条 町長は、大家族世帯で2以上の世帯を構成している対象者が建替住宅又は他の町営住宅に移転する場合において、その者が希望するときは、その世帯を異にする者を分離して、建替住宅又は他の町営住宅に入居させることができるも

のとする。ただし、法第29条の規定に基づく世帯については、世帯分離できないものとする。

2 前項に規定する世帯を異にする者は、次の各号の要件をすべて満たすものでなければならない。

(1) 対象者が建替等対象住宅に入居したときから同居しているか、又は町長が建替事業等の通知を発した日以前に同居の承認を受けた者であること。

(2) 町長が建替事業等の通知を発した日において、当該町営住宅に住所を有すること。

3 世帯分離により入居を承認された世帯を異にする者については、家賃及び割増賃料の減額並びに移転料、協力金その他の費用の支払いは行わない。

(世帯分離の手続き)

第20条 前条に定める世帯を異にする者が、入居の申し込みをしようとするときは、世帯分離承認申請書(様式第14)及び世帯分離による入居申込書(様式第15)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申し込みを承認したときは、世帯分離による入居決定通知書(様式第16)により、当該申込者に対して通知するものとする。

3 2以上の世帯を構成している対象者が、家賃の前払い、その他入居者としての債務を履行していないときは、前項の承認は与えない。

(その他必要事項)

第21条 この要綱に定めるもののほか、町営住宅建替事業等について必要な事項は町長が定める。

附 則 (平成16年10月29日 大口町告示第92号)

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第54号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

住宅移転希望調書

年 月 日

丹羽郡大口町長 様

町 営 住 宅 棟 号

氏 名

電 話 番 号

下記のとおり調書を提出します。

記

1 移転先

| |
|-------------|
| (1) 町営住宅へ移転 |
| (2) 一般住宅へ移転 |
| 移転予定先 |

2 移転予定時期 平成 年 月 日

3 同居家族及び職業

| 氏 名 | 続柄 | 年齢 | 勤務先又は学校名 | 所在地 |
|-----|----|----|----------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

様式第2（第5条関係）

住宅移転承諾書

年 月 日

丹羽郡大口町長 様

町 営 住 宅 棟 号

氏名

電話番号

下記のとおり住宅の移転について承諾します。

記

・ 明け渡し住宅 町 営 住 宅 棟 号

・ 移転先住所(連絡先)

・ 移転する日 年 月 日

様式第3(第7条関係)

建替住宅等入居決定通知書

年 月 日

町営 住宅 棟 号
様

丹羽郡大口町長



下記のとおり入居住宅が決定しましたので通知します。

記

- ・ 住宅の名称 住宅 棟 号
及び住宅番号

様式第4(第7条関係)

建替住宅等入居申込書

年 月 日

丹羽郡大口町長 様

町 営 住 宅 棟 号

氏名

電話番号

下記のとおり申し込みます。

記

・ 住宅の名称 住宅 棟 号
及び住宅番号

・ 移転する日 年 月 日

様式第5（第10条関係）

建替事業等移転料・協力金請求書

年 月 日

丹羽郡大口町長 様

町営 住宅 棟 号

氏名

電話番号

請求金額 金 円

移転完了日 年 月 日

| | | |
|----------|-------|--------------------|
| 支払希望金融機関 | 金融機関名 | |
| 金融機関 | 口座 | 普通預金 当座預金 第 号（名義人） |

下記は記入しないで下さい。

| | |
|-----------|--|
| 移転完了確認年月日 | |
|-----------|--|

様式第6(第10条関係)

建替事業等移転料前払い請求書

年 月 日

丹羽郡大口町長 様

町営 住宅 棟 号

氏名

電話番号

請求金額 金 円

移転予定日 年 月 日

| | | |
|------|-------|----------------------|
| 支払希望 | 金融機関名 | |
| 金融機関 | 口座 | 普通預金 当座預金 第 号 (名義人) |

前払いを希望する理由

様式第7(第12条関係)

仮住居借上げ費補償対象住宅承認(変更)申請書

年 月 日

丹羽郡大口町長 様

町 営 住 宅 棟 号

氏 名 ⑩

電話番号

建替住宅が設置される間、仮住居借上げが必要ですので申請します。

仮 住 居 住 所

添 付 書 類

借り上げに係る契約書の写し

様式第8(第12条関係)

仮住居借上げ費補償対象住宅承認(変更)通知書

年 月 日

町営 住宅 棟 号
様

丹羽郡大口町長



下記のとおり仮住居借上げを承認します。

記

仮住居 住所

様式第9(第12条関係)

仮住居退去届

年 月 日

丹羽郡大口町長 様

町 営 住 宅 棟 号

氏名

電話番号

建替住宅が設置される間、借上げていた下記住宅を退去しますので届け出ます。

仮 住 居 住 所

退去日 年 月 日

様式第10(第13条関係)

仮住居借上げ費補償金請求書

年 月 日

丹羽郡大口町長 様

町 営 住 宅 棟 号

氏名

電話番号

請求金額 金 円

| | | |
|------------|--------------|----------------------------------|
| 支 払 希 望 | 金 融 機 関 名 | |
| 金 融 機 関 | 口 座 | 普 通 預 金 当 座 預 金 第 号 (名 義 人) |

添 付 書 類

家賃の納付済み書(原本)

様式第11（第18条関係）

家賃減額申請書

年 月 日

丹羽郡大口町長 様

町 営 住 宅 棟 号

氏名

電話番号

下記住宅へ仮移転・入居のため家賃の減額が必要ですので申請します。

記

- ・ 仮移転又は入居住宅 住宅 棟 号
の名称及び住宅番号

様式第12 (第18条関係)

家賃減額通知書

年 月 日

様

丹羽郡大口町長



下記仮移転・入居住宅の家賃を、次のとおり減額します。

記

1 住宅

| | | |
|----|---|---|
| 住宅 | 棟 | 号 |
|----|---|---|

2 家賃

| | |
|-------------|---|
| 仮移転・入居住宅の家賃 | 円 |
| 従前の住宅の家賃 | 円 |
| 家賃の減額額 | 円 |

| 入居期間 | 率 | 減免額 (円) | 家賃 (円) |
|--------------|------|---------|--------|
| 1年以下の場合 | 6分の5 | | |
| 1年を超え2年以下の場合 | 6分の4 | | |
| 2年を超え3年以下の場合 | 6分の3 | | |
| 3年を超え4年以下の場合 | 6分の2 | | |
| 4年を超え5年以下の場合 | 6分の1 | | |

様式第14（第20条関係）

世帯分離承認申請書

年 月 日

丹羽郡大口町長

様

住宅 棟 号

賃借人

氏 名

申請人（世帯分離により新たに賃貸しようとする者）

氏 名

下記のとおり世帯分離を申請しますので承認してください。

記

| 世帯分離前の家族 | | | 世帯分離する家族 | | |
|----------|-----|----|----------|-----|----|
| 続柄 | 氏 名 | 年齢 | 続柄 | 氏 名 | 年齢 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 分離理由 | | | | | |

様式第15(第20条関係)

世帯分離による入居申込書

年 月 日

丹羽郡大口町長 様

町 営 住 宅 棟 号

氏 名

電 話 番 号

下記のとおり入居の申し込みをします。

記

1 住宅の所在地 丹羽郡大口町

2 住宅名、番号 住宅 棟 号

| 続柄 | 氏 名 | 生年月日 | 続柄 | 氏 名 | 生年月日 |
|----|-----|------|----|-----|------|
| 本人 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

様式第16(第20条関係)

世帯分離による入居決定通知書

年 月 日

様

丹羽郡大口町長



下記のとおり入居決定します。

記

1 住宅の所在地 丹羽郡大口町

2 住宅名、番号 住宅 棟 号

| 続柄 | 氏名 | 生年月日 | 続柄 | 氏名 | 生年月日 |
|----|----|------|----|----|------|
| 本人 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

4 家賃額

5 敷金 上記家賃額の3ヵ月分